

平成30年12月6日  
電力・ガス取引監視等委員会

## 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、「電力の小売営業に関する指針」に関し、改定することを経済産業大臣に建議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 背景及び概要について

本指針は、小売の全面自由化に伴い、関係事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものとして平成28年1月に制定され、同年7月、平成29年6月及び平成30年9月に改定が行われています。

今般、需要家が小売電気事業者の切替え(スイッチング)を行う際の取戻し営業行為に関して、制度設計専門会合(本年3月29日、7月20日、9月20日、及び10月23日開催)における審議を踏まえ、スイッチング期間中の取戻し営業行為に関し、本指針の改定案を作成した。更に、広く国民の皆様から御意見をいただくため、本指針の改定案について本年10月29日から11月27日にかけて、パブリックコメントを募集したところです。

本日の第186回電力・ガス取引監視等委員会において検討した上、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、本指針を改定することを経済産業大臣に建議いたしましたのでお知らせいたします。

### 2. 添付資料

「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について(建議)

### 3. 参考

第186回電力・ガス取引監視等委員会 配付資料

[http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/186\\_haifu.html](http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/186_haifu.html)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引制度企画室長 木尾

担当者:高木、川原

電話:03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)